

2017年1月吉日
2017年アスタナ国際博覧会日本館

2017年アスタナ国際博覧会日本館市民サポーターについて

「2017年アスタナ国際博覧会」（以下、「アスタナ博」）日本館では、アスタナ博日本館の広報活動に協力頂ける個人の方から申請があった場合に、下記要領にもとづき「2017年アスタナ国際博覧会日本館市民サポーター」として認定します。

記

1. 認定内容

アスタナ博日本館は、下記「2. 認定条件」を満たす個人の方を以下のとおり認定します。

和文：2017年アスタナ国際博覧会日本館市民サポーター
（通称：日本館市民サポーター）

英文：Public Supporter, Japan Pavilion, EXPO 2017 Astana
（通称：Japan Pavilion public supporter）

期間：認定日からアスタナ博閉幕日（2017年9月10日）まで

2. 認定条件

以下の条件をすべて満たすものとします。

- (1) 自己の責任において無償で広報活動を行う個人の方であること。
- (2) アスタナ博および日本館のテーマ・コンセプト、日カザフ両国の交流・相互理解に資する広報活動を行う個人の方であること。
- (3) 博覧会公社等関係機関から十分な実績として広報活動が認められている、または準じる実績が認められる個人の方であること。
- (4) 広報活動が次のいずれの事項にも該当しないこと。
 - ① 営利目的を有するもの（営利目的の宣伝・広報・販売促進等）
 - ② 宗教的目的および政治的目的を有するもの
 - ③ 社会的妥当性を欠くもの
 - ④ その他の事由により、アスタナ博日本館が認定するにふさわしくないと判断されるもの
- (5) アスタナ博日本館の求めに応じ活動内容を報告すること。

※ アスタナ博日本館市民サポーターとして広報活動を行うことができなくなったと認められた場合、同適格性を欠くに至った場合、その他の理由により、事前の予告なく認定を取り消すことがあります。

3. 認定方法

申請書にもとづき、アスタナ博日本館にて審査のうえ認定します。

4. 申請方法

別添の申請書にご記入の上、下記6. まで E-mail にてご提出をお願いします。申請内容を審査のうえ、後日、結果を通知します。

5. ご提出先、お問合せ：

〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32 アーク森ビル 6階 ジェトロ展示事業部 アスタナ博覧会チーム 担当：池田、一瀬 TEL：03-3582-5640 FAX：03-3505-0450 E-mail: fao@jetro.go.jp

以上

別添： 「2017年アスタナ国際博覧会日本館市民サポーター」認定申請書

<参考サイト>

(1) 2017年アスタナ国際博覧会日本館公式サイト
<http://expo2017-astana.go.jp/>

(2) 2017年アスタナ国際博覧会公式サイト
<https://expo2017astana.com/>

「2017年アスタナ国際博覧会日本館市民サポーター」
認定申請書

年 月 日

申請者名： _____

フリガナ： _____

住 所： _____

連絡先：TEL： _____ E-mail： _____

1. 広報実績（媒体）

2. アスタナ博日本館 PR のご協力内容

3. 自己 PR・紹介

2017年アスタナ国際博覧会日本館市民サポーターとして認定頂きたく、
免責事項に同意します。

署 名： _____

<免責事項>

- (1) 市民サポーターは、無償で活動を行うものとします。
- (2) 市民サポーターは、自己の責任において活動を行うものとします。
- (3) 市民サポーターとしての活動を行うことができなくなったと認められた場合、同適格性を欠くに至った場合、その他の理由により、事前の予告なく認定を取り消すことがあります。